

別表六（十八）の記載の仕方

- この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の9第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、令和4年改正前の措置法（2において「令和4年旧措置法」といいます。）第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の措置法第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「認定事業者に関する事項」の各欄は、令和4年旧措置法第42条の9第2項又は令和4年改正法附則第40条第2項若しくは第3項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する措置法第42条の9第1項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。
- 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 「差引改定取得価額10」の欄は、措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、
$$\text{「差引改定取得価額10」} = 20\text{億円} \times \frac{\text{(8)} - \text{(9)}}{\text{一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額}}$$
と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載します。
- 「同上のうち当期繰越税額控除可能額21」の欄は、当該法人が当該事業年度（措置法第42条の9第1項の表の各号の第1欄に掲げる事業者）に該当することとなった日以後に終了する事業年度に限ります。終了の日において当該各号の第1欄に掲げる事業者には該当しない場合には、「0」と記載します。
- 「翌期繰越額27」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。